

連載 著作権と情報システム

第 57 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案^⑩

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案^⑩

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大 **[5]**

先使用は日本法 79 条でも認められている通り、先願より前から、特許出願に係る発明の内容を知らないで自らそれを発明したり、特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知り得た場合には、特許出願に係る発明の実施である事業をしている者またはその事業の準備をしている者は、その実施または実施の準備をしている発明及び事業の目的の範囲内で、その特許出願に係る特許権について使用できる。出願されるより先に使用している者を保護することが目的である。企業は特許によらず企業内のノウハウ（秘密にしていることが多い技術情報）やトレードシークレット（営業秘密の情報）によって、事業を展開しているケースがこれに該当する。そのため、そのような秘匿している情報を先使用している場合、特許が先に出願されていてもそれを法的侵害と看做さず、事業として利用できることを保証しているのが先使用権である。

米国はこれまで先発明主義を採用していたため、先使用権の制度がなかった。言い方をかえれば、発明を秘密裏に行わず、公開して事業を進めることができた。ただし、新しい特許対象、ビジネスモデルが認められるようになったことから、先願主義を採る以上はどうしても先使用権が必然的に求められるようになった。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, デーヴィッド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年